

京丹後ZEROカーボン・チャレンジ宣言 登録要領

令和3年10月8日
改正令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、「2050年脱炭素社会の実現（2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする）」を目指すことに賛同し、それぞれの立場で具体的な「ZEROカーボン・チャレンジ宣言」を行う企業、団体、グループ及び個人の登録に関し、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、京丹後市内に本社・支店等を有して事業活動を行う企業又は団体をいう。
- (2) グループとは、京丹後市内に活動拠点を有し、構成員が2名以上のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。
- (3) 個人とは、市内に在住・在勤するものをいう。

(登録)

第3条 登録を希望する事業者又はグループ（以下、「事業者等」という。）及び個人は、次の各号に掲げる書類等を市に提出するものとする。

- (1) 「京丹後 ZERO カーボン・チャレンジ宣言書」（様式第1号-1、様式第1号-2）
- (2) その他市が必要と認める書類
- (3) 「京丹後 ZERO カーボン・チャレンジ宣言」（WEBフォーム）

2 市は、前項の書類等を提出した者が次条の登録要件を満たすと認めるときは、当該宣言をした事業者等及び個人を登録するものとする。

3 市は、前項の規定に基づき宣言した事業者等を登録したときは、「京丹後 ZERO カーボン・チャレンジ宣言登録通知書」（様式第2号）により当該事業者等に通知するとともに、当該事業者等の承諾を得たときは、市の広報媒体等において、当該事業者等の企業・団体名やグループ名、チャレンジ内容等について公表するものとする。

4 市は、前項の規定に基づき宣言した個人を登録したときは、「京丹後 ZERO カーボン・チャレンジ宣言登録通知書」の送付を省略し、登録件数のみを市の広報媒体等で公表することを基本とするが、当該個人の承諾を得た場合は、ニックネームやチャレンジ内容を公表するものとする。

(登録要件)

第4条 登録は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議 令和3年6月9日）」で示された「ゼロカーボンアクション 30」におけるアクション項目に該当する取組の実施を宣言していること。
- (2) 前号に該当する取組のほか、市が2050年脱炭素社会の実現に資すると認める具体的な取組の実施を宣言していること。

(登録期間)

第5条 登録は、宣言を行った日から1年間有効とする。なお、個人についてはこの限りではない。

(欠格要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、事業者等の構成員が、京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるときは、登録を受けることができない。

(宣言内容の変更)

第7条 第3条第2項の規定により登録された事業者等（以下「登録事業者等」という。）が、宣言の内容を変更する場合は、同条第1項の規定に準じ、変更内容を記載した書類を市に提出するものとする。

(取組状況の確認)

第8条 市は、定期的又は必要に応じて、登録事業者等の取組状況等について、第3条第1項第1号に規定する書類により確認することとする。

(登録の変更)

第9条 登録事業者等は、その所在地、名称又は代表者の役職・氏名に変更が生じたときは、変更届（様式第3号）を市に提出するものとする。

(登録の辞退)

第10条 登録事業者等は、登録の辞退をしようとするときは、登録辞退届（様式第4号）を市に提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市は、登録事業者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する要件を満たしていないと認めるとき。

(2) 第5条に該当するに至ったとき。

(3) 第7条の規定による取組状況の確認ができないとき。

(4) その他市が登録の取消しをすることが相当と認めるとき。

2 市は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録事業者等へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要領に関する事務は、市民環境部生活環境課ゼロカーボン推進室において所掌する。

(補則)

第13条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年10月8日から施行する。